

岡崎女子大学

令和元年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和2年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

岡崎女子大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神及び大学の理念を簡潔な文章で明確に定め、大学の教育目的を学則第1条に示し、大学の個性・特色を大学の養成する人材像として明示している。社会のニーズや情勢に対応して学部の教育目的を見直すほか小学校教諭の教職課程を設置している。建学の精神、大学の理念、大学の教育目的、学部の教育目的と教育目標、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）等は、策定時から役員と教職員が関与・参画し、各種印刷物やホームページで学内外に周知している。建学の精神や教育目的等を踏まえた「経営改善計画・中期計画（2019年度～2023年度）」を理事会で定め、将来像を示している。大学の使命・目的及び教育目的等の達成・遂行に必要な教育研究組織を整備している。

〈優れた点〉

- 「『建学の精神』エッセイコンクール」を開催し、学生に対して建学の精神の周知を図るとともに、学生が建学の精神と自分自身の生き方を結びつけて考える機会となっている点は評価できる。

「基準2. 学生」について

教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを明確に定め、オープンキャンパスやホームページ等で周知している。入学定員及び収容定員に沿って概ね適切な在籍学生を確保してきている。「教職員のための学生支援の手引き」をもとに教職協働による支援、オフィスアワーの実施等で学修支援をしている。キャリア支援の組織を置き、学生の相談・助言体制を整えている。インターンシップを代替する授業を行っている。学生相談室や保健室など必要な厚生補導組織を置き、教職員のほか看護師、非常勤養護教諭、臨床心理士が学生生活の支援をしている。設置基準を上回る校地・校舎面積を確保している。図書館は適切な利用環境としている。エレベータ、トイレ等バリアフリーに配慮している。多彩な学生アンケートを実施して学生の意見をくみ上げている。

〈優れた点〉

- 約8か月に及ぶ「長期フィールド実習」は、現場で実習経験を積むことで、課題に取り組む姿勢や振返りの力を育成する上での教育効果が高く、学生自身の成長につながる点で評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ等で周知している。単位の計算方法、単位の授与、成績評価、成績評価基準、GPA(Grade Point Average)制度を学則に、卒業認定基準を学位規程にそれぞれ定め、単位認定基準は履修要項に明示して、厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーを定め、教育課程の編成方針と実施方針という二つの観点を明確に示し、ディプロマ・ポリシーにつながって一貫性を確保している。教養教育を体系化し、教養教育充実化検討会議を置いている。アクティブ・ラーニング等で授業内容・方法を工夫している。FD 委員会を設けて、組織的に授業等の改善をしている。アセスメント・ポリシーを策定し、学生による授業アンケートほか多数のデータで学修成果を点検・評価して結果を報告書等で共有し、教育内容・方法及び学修指導の改善や見直しを行っている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長のリーダーシップを発揮するため副学長を置き、学長補佐を必要に応じて置く体制を整えている。学長室会議等の必要な組織を設置し意思決定体制を整えている。教学マネジメントの遂行に必要な事務組織と職員を配置している。教員組織は設置基準で定める必要専任教員を配置している。教員の採用・昇任に関して教員資格審査委員会を設け、必要な規則等を定めている。FD 委員会及び SD 委員会を置き、それぞれ研修会等を組織的に実施、検証して教育内容・方法等の改善や能力・資質の向上等をしている。研究倫理、公的研究費の管理等に関する規則等を整え、個人研究費規程により資源配分して研究活動を支援している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為、学校教育法、私立学校法、設置基準を遵守して運営している。「経営改善計画・中期計画」を策定している。人権や環境に関する規則を定め、学校保健安全法や消防法等を遵守している。常任理事会を設置している。理事会及び評議員会は寄附行為に基づき開催している。大学運営協議会を置いて法人と教学の意思疎通を図っている。理事長がリーダーシップを発揮できる環境を整えている。法人及び大学の収支は共に支出超過が続いている。入学定員の確保施策と「経営改善計画・中期計画」による財務の見直しを行っている。学校法人会計基準、経理規程等に基づき会計処理を行い、三様監査体制を整備している。

「基準 6. 内部質保証」について

三つのポリシーを起点とする教育の質保証のため、「内部質保証の方針」を定め必要な組織を置いている。大学及び学部のアセスメント・ポリシーを定めて自己点検・評価を実施し、評価結果はホームページ等で公開している。法人部門の自己点検・評価は事業報告・決算書の作成、三様監査の実施、事務部門の現状把握情報を理事会、評議員会、監事に提供する体制としている。自己点検・評価報告書に基づく改善すべき事項を一覧化して教育の改善・向上に反映している。「設置計画履行状況等調査」「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況及び施設等整備状況調査」「日本私立学校振興・共済事業団の経営相

談・指導」の改善等の対応は法人と大学で取組んでいる。

総じて、使命・目的及び教育目的の達成のため、学生支援、学修環境・成果、教育課程、教育研究組織、教職員配置等の体制を整備している。概ね適切な在籍学生を確保してきている。経営・管理と財務は責任と権限が明確である。教育の質的向上に自己点検・評価や調査等を活用して三つのポリシーを起点とした改善・改革に結びつけている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域と学生がともに成長できる地域協働活動の展開」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. 教育・保育現場の日常性を 22 週間にわたって学ぶ「長期フィールド実習」
2. 「子ども教育フォーラム」を中心とする入学から卒業までの能動的学修の枠組み
3. 卒業生の早期離職を防ぐ学科教員による「卒業生訪問」

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神を「自己実現と社会貢献」とし、その意味するものを大学の理念として簡潔な文章で明確に定めている。大学の教育目的を学則第 1 条第 1 項に、学部の教育目的を同条第 2 項にそれぞれ簡潔に文章化している。

大学の個性・特色を大学の養成する人材像として I 深い人間理解と共感力を備えた品格ある女性の育成（人間力）II 高い使命感と倫理観を持つ専門的職業人の育成（専門力）III 知的探究心と実践力を持ち、社会を支える指導的人材の育成（課題探究力・地域貢献力）一と定め、明示している。

社会のニーズ、情勢に対応して学部の教育目的を見直し、平成 28(2016)年度には子ども教育学科に小学校教諭の教職課程を設けている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神や教育目的等は、大学設置の準備教授会、学部・学科の会議、大学・短期大学運営会議の議論を経て、理事会や評議員会で承認しており、役員や教職員の理解と支持を得ている。建学の精神、大学の理念、大学の教育目的、学部の教育目的と教育目標、三つのポリシー等は、印刷物やホームページで学内外に周知している。

建学の精神や教育目的等を踏まえ、平成 31(2019)年 3 月開催の理事会で経営基盤の安定強化、事業成長性の確保のため「経営改善計画・中期計画」を定めて将来像を示している。全学的な三つのポリシーは、建学の精神、大学の教育目的、大学が養成する人材像のそれぞれを教育現場に即した形で具体化したものとしている。

大学の使命・目的及び教育目的等の達成・遂行に必要な教育研究組織を整備している。

〈優れた点〉

- 『『建学の精神』エッセイコンクール』を開催し、学生に対して建学の精神の周知を図るとともに、学生が建学の精神と自分自身の生き方を結びつけて考える機会となっている点は評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえて明確に定められ、大学案内、募集要項、ホームページで明示して公表されている。また、オープンキャンパス・入試相談会、大学展などの会場ガイダンス、高校内ガイダンスを通して周知している。オープンキャンパスの参加者が多いことや、退学者と休学者が少ないことなどからアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れができています。

アドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜を公正かつ妥当な方法で実施するため、必要な組織や規則を設けて組織的に行っている。

入学定員及び収容定員に沿って概ね適切な在籍学生を確保してきている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

図書館・学修相談室を設け、教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画を共有している。教務委員会、学生委員会、図書研究委員会、キャリア支援委員会など学修支援に関連する委員会は、教員及び職員を委員として組織し、支援体制を整えている。全教職員に配付する「教職員のための学生支援の手引き」に一般学生のほか特に支援を必要とする学生への対応や障がいのある学生への配慮を掲載し、教職協働による学修支援体制を整備している。

全教員がオフィスアワーを設け、印刷物や電子媒体を通じて学生に周知している。

TA 制度は導入していないが、教育活動支援職員や SA(Student Assistant)による学修支援体制としている。

中途退学・休学・留年者については、学科会議及び学生支援ネットワーク会議で情報が共有され、学生・保護者・教職員の面談を通じて指導・助言を行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援課を設置し、キャリアカウンセラーによる相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

教育課程内では、設置する学部・学科の特質から実習科目が 2 年次から 4 年次まで連続

的に生まれ、特に専門ゼミナールの「長期フィールド実習」は約8か月の現場実習としてインターンシップを代替している。

教育課程外では、進路ガイダンスを1年次から4年次まで年数回にわたって実施している。大学独自の求人マッチングシステムを配備し、能力や適性に合った情報提供と指導を行うとともに、各種キャリア支援講座・講演会を実施して支援体制を整えている。

〈優れた点〉

○約8か月に及ぶ「長期フィールド実習」は、現場で実習経験を積むことで、課題に取り組む姿勢や振返りの力を育成する上での教育効果が高く、学生自身の成長につながる点で評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生委員会、学生支援課、保健室、学生相談室を置き、学生生活の支援を学部・学科と連携して行う体制としている。

大学独自の奨学金（減免）制度のほか、日本学生支援機構及び都道府県の各種奨学金制度により学生に対する経済的な支援を適切に行っている。

学友会やクラブ・サークル等の学生自治組織が運営されている。クラブ連絡協議会を設置し、学生と教職員が活動状況の報告や要望・問題点などの協議を行っている。

保健室及び学生相談室に職員（看護師、養護教諭、臨床心理士）を配置し、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、設置基準を上回る校地・校舎面積を確保し、運動場、体育館、図書館、多目的ホール、付帯施設設備を整備して、有効に利用している。

教室、演習室、実習室、IT教室を備え学修環境を整備している。図書館・学修相談室を

設置し、パソコンなどの貸出しを行い、大学全体の ICT（情報通信技術）運用管理は情報メディアセンターが行っている。

図書館は適切な規模で十分な資料を確保し、開館時間を含め利用環境を整えている。

エレベータの設置が困難な建物もあるが、レスキュースライダー、障がい者用トイレ、自動ドアの設置などバリアフリーに配慮し、利便性や安全性を確保している。

授業を行う学生数は、少人数教育を基本とし、教育効果を十分に上げられる適切な人数構成である。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生満足度調査アンケート、学修状況アンケート、授業評価アンケート、学修支援ニーズアンケート、進路希望アンケート等、学生からの多様な意見をくみ上げるシステムを整え、各種講座の開設や学修相談室の設置など学修支援の体制改善に反映している。

学生生活に関する学生の意見・要望は、学生満足度調査アンケート及びラーニングプラザに設置される「意見箱」によりくみ上げて改善し、その対応を掲示板で周知するなど反映している。

各種学生アンケート調査に学修環境に関する意見・要望を記載でき、これを関係部署でくみ上げ改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に定める教育目的を踏まえて、大学及び学部のディプロマ・ポリシーを定め、履修要項及びホームページで周知している。

単位の計算方法、単位の授与、成績評価、成績評価基準について学則に定め、単位認定基準を履修要項に明示して周知するとともに厳正に適用している。

GPA 制度を学則に定め、コース分属要件や実習参加要件に活用するなど、厳正に適用している。

卒業認定基準を学則及び学位規程に定め、履修要項に明示して周知するとともに厳正に適用している。卒業認定基準に加えて、ディプロマ・ポリシーに沿った学修達成度を学生自身が把握し自己点検・評価する仕組みとして、「学修の記録」を活用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学則に定める教育目的を踏まえて、大学及び学部のカリキュラム・ポリシーを定め、履修要項等で周知している。カリキュラム・ポリシーは、教育課程の編成方針と実施方針という二つの観点を明確に示し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、履修要項においてカリキュラムマップを明示している。シラバスに当該科目とディプロマ・ポリシーとの関連、到達目標や評価方法等を示し適切に整備している。履修登録上限単位数を設定し、単位制度の実質を保っている。

教養教育を体系化し、教養教育充実化検討会議を設けて適切に実施している。

「長期フィールド実習」、アクティブ・ラーニングなどを実施し、授業内容・方法に工夫をしている。FD 委員会を設けて、学生による授業アンケートを実施し、改善の取り組み等を行う組織体制を整備している。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえ大学及び学部のアセスメント・ポリシーを策定している。アセスメント・ポリシーには、大学レベル、学科（教育課程）レベル、科目レベルで評価項目を定め、成績評価、学生による授業アンケート、ジェネリックスキルテスト、学修状況アンケート、GPA、免許・資格の取得状況、就職率、「学修の記録」、卒業研究などにより学修成果を点検・評価している。

学修成果の点検・評価結果は、FD 委員会、IR 推進室、学科からのデータ分析等を踏まえて報告書にまとめ、図書館に配架するほかホームページで公開して、教育内容・方法及び学修指導の改善や見直しを行いフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を概ね満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を概ね満たしている。

〈理由〉

学長職務規程第 2 条に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定し、学長が議長を務める教授会、学長室会議、大学・短期大学運営会議、教職員連絡会議、自己点検・評価委員会等の重要会議で、諸課題への対応方針を示し、リーダーシップを発揮している。

教授会運営においては、意見聴取及び審議の状況など見直すべき点があるものの、学長を補佐する体制として副学長及び学長補佐を置き、権限の分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメント体制を構築している。

事務組織は、教学マネジメントの遂行に必要な職員を配置し、効率的・効果的な執行体制を構築して職務区分に基づく円滑な運営を行っている。教学部門では、教員部長職の配置や委員会運営による教職協働の組織体制を敷いている。

〈改善を要する点〉

- 学長が決定を行うに当たり教授会に意見を聴くことが必要な教育研究上の重要事項のうち、学生の入学について、入学後の4月の教授会で意見を聴いており、学長決定の有効性が担保されておらず、合否判定においても所掌する拡大入試募集委員会と教授会との関係が不明確であり、教授会が学長に意見を述べているとはいえないため、改善が必要である。
- 教授会議事録の作成に当たっては、教授会規程第9条及び第10条の事項に応じた意見聴取内容及び審議内容並びに出席者等が、正確かつ明確に記録されたものになるよう改善が必要である。

〈参考意見〉

- 学長が決定を行うに当たり教授会に意見を聴くことが必要な教育研究上の重要事項を定める際に、あらかじめ教授会で意見を聴いていないため、当該事項の制定手続きについては見直しが望まれる。
- 学長がつかさどる教育研究に関する事項のうち、学生の学籍異動については教授会規程第10条で定めたとおりに審議していないため、教授会運営の見直しが望まれる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を概ね満たしている。

〈理由〉

大学に必要な専任教員は、教職課程認定基準において一部不足があるものの補充計画を決定しており、設置基準においては適切に配置している。

教員の採用・昇任に関しては、教員資格審査委員会を設置し、同委員会規程、教員資格審査に関する内規、教員の審査に関する基準を定めて運用している。

FDについては、FD委員会を設置して、組織的な取組みを推進している。FD研修会、授業参観、兼任教員との講師懇談会、学生による授業アンケートなどを実施し、授業アンケートの結果はホームページに公開している。これらのFD活動を通じて、教材・教授法の共通化、シラバスへの学修指標の記載、アクティブ・ラーニングの活発化に成果が得られている。

〈改善を要する点〉

- 小学校教諭の教職課程において、教職課程認定基準に定める必要専任教員数が1人不足しており、改善が必要である。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

設置基準の改正によるSDの義務化を踏まえて、職員の専門的な資質・能力向上を図るためSD委員会を設置し、事務局職員研修制度を定めて組織的に取り組んでいる。研修制度は、階層別研修、テーマ別研修、自己啓発研修とし、職員スキル向上のための研修費用や書籍購入費等の予算を計上している。

SDの一環として実施した大学訪問調査では、学修成果の可視化、教学マネジメント、経費支出抑制への取り組みについて情報交換し、他大学から大学改革に向けて示唆を受けるなど成果を得ている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究倫理指針のほか、公的研究費の適正な取扱いに関する規程、公的研究費の管理・監査体制、研究倫理委員会規程、公的研究費に係る間接経費取扱い規程、研究活動に関する不正防止等に関する規程、公的研究費内部監査規程、研究データの保存等に関するガイドラインを定め、研究倫理を中心とする研究関連規則等を整備している。

研究支援室及び図書研究委員会（研究支援部門）が連携して研究活動を支援する体制とし、外部資金の獲得のための研修会やコンサルタント会社による個別支援などを行っている。また、個人研究費規程を定め、研究活動への資源配分に関する規則を整備している。

これらの規則・組織体制のもと、研究環境に関する教員調査により満足度や改善点を確認しながら、十分な研究活動を行える環境を整備している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人は学校教育法、私立学校法、設置基準等の各種法令等を遵守すべく、寄附行為及び諸規則に経営の規律と誠実性の維持を表明している。

「学校法人清光学園職員行動憲章」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学の使命と目標」を制定し、職員の倫理意識の向上を図っている。

平成 31(2019)年 3 月 20 日の理事会において「経営改善計画・中期計画」を決定し、使命・目的の実現に向けて継続的に取り組んでいる。

電気使用量をデマンド表示装置で集中制御し省エネルギー化に努め、人権擁護、個人情報保護、公益通報保護に関する規則等を制定し、環境や人権に配慮している。学校保健安全法や消防法等の法令は遵守され、大規模地震対応消防計画の周知、学生・教職員の避難訓練、点検等を実施し、危機管理体制を整えている。建物の耐震改修工事は全て完了している。

5-2. 理事会の機能

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為及び理事会規程により定例会 6 回、必要に応じて臨時会を開催することとしており、平成 30(2018)年度は 7 回開催した。

理事会は理事の選任、予算、決算、事業計画等の重要事項を決定し、円滑な理事会運営を図るために、日常の業務決定等を委任する常任理事会を置いて、理事会の補佐体制として機能させている。

理事会の決定事項は、理事長、副理事長、学長、副学長、法人事務局長、大学事務局長等で構成する大学運営協議会に報告し、学内には大学・短期大学運営会議、教職員連絡会議等を通じて周知している。

理事の理事会への出席率は良好で、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を構築している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長は、理事会、評議員会、常任理事会、更に教学組織への意思疎通を図るために大学運営協議会に出席し、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行うとともにリーダーシップを発揮している。また、令和元(2019)年 5 月 29 日には学長が理事長に就任して、より強い体制を整備した。

学長は、大学・短期大学運営会議を通じて教職員の提案をくみ上げ運営改善に反映しており、リーダーシップとボトムアップが機能している。こうした諸会議における意見調整や連携の過程で、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックが機能している。

理事会の業務の決定に際して、重要事項は理事長が評議員会に諮問している。評議員は、適切に選任され、評議員会への出席率は良好である。監事は業務及び財産状況の監査を行い、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。監事は評議員会の同意を得て理事長が選任し、会議への出席率は良好である。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 25(2013)年度の大学開設以来、入学定員数を確保していない中で支出超過が続き、適正な在籍学生数の確保による収入増と人件費等の支出抑制を図っている。

法人においても設置する他の学校の在籍学生数の未充足等の影響もあり、収支は支出超過が続いているものの、借入金等の負債がなく、保有する流動資金による計画的な運営を行っている。

更なる入学定員の確保と経費削減を含めた諸施策で健全化を図るため、平成 28(2016)年 8 月に平成 28(2016)年度以降の 5 か年中長期計画、財務の見直しを行い、平成 31(2019)年 3 月に理事会で経営改善計画・中期計画を策定し、これに基づく財務運営を実施している。

〈参考意見〉

○知的財産の活用、受託研究の活性化、寄付金等により外部資金を更に積極的に獲得して、教育研究費や人件費に投資できる資金を拡大することが望まれる。

5-5. 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、経理規程、経理規程施行細則、固定資産及び物品管理規程、固定資産及び物品調達規程にのっとり、適正に実施している。

当初予算時の事業計画に変更が生じた場合は、適宜、補正予算を編成し、適切に処理している。

会計監査は、監事監査、公認会計士監査、内部監査の三様監査を行い、三者の連携・情報共有が図られ、監査報告書により意見表明されており、体制が整備されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を概ね満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

- 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

教育の質保証に関しては、「内部質保証の方針」を平成 31(2019)年 4 月に定め、責任者を学長として、学長室会議及び大学・短期大学運営会議を中核組織、自己点検・評価委員会を PDCA 実施組織としている。

大学全体の質保証に関しては、法人と教学の意思疎通を図る大学運営協議会を置き、理事会、常任理事会、評議員会、監事のそれぞれの権限と役割分担による体制としている。

〈参考意見〉

- 「内部質保証の方針」は、教育の質保証に限定しているため、大学全体の質保証との双方にわたることが望まれる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び学部のアセスメント・ポリシーをそれぞれ定め、自己点検・評価委員会、FD委員会、IR推進室を中心に、エビデンスに基づく評価活動を定期的実施しており、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

学生による授業アンケート、授業アンケートによる教員の自己点検報告書、教員による授業参観コメント、学生満足度調査、学修状況アンケート、卒業生アンケート等を定期的実施して IR 推進室や関係する部署・委員会で分析している。自己点検・評価活動は毎年度実施し、評価結果は報告書にまとめホームページなどで公開している。

法人部門の自己点検・評価は、事業計画・予算案に基づく事業報告・決算書の作成、内部監査・会計監査・監事監査等の実施、総務課、財務課を中心に現状把握の情報を理事会、評議員会、監事に提供する体制としている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を概ね満たしている。

〈理由〉

平成 28(2016)年度及び平成 29(2017)年度の自己点検・評価報告書から改善すべき事項を抽出し、平成 30(2018)年度への改善対応を表に一覧化し、これにより三つのポリシーの見直し、アセスメント・ポリシーの策定やシラバスの精緻化など、教育の改善・向上に反映している。

理事、監事、評議員、会計監査人、内部監査人等が行う従前の業務をもって自己点検・評価活動としている。「経営改善計画・中期計画」を策定し、年度ごとの財政的な結果を「経営改善中期計画（取組結果）」にまとめている。

「設置計画履行状況等調査」の文部科学省の改善意見、「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査」の文部科学省の意見、「日本私立学校振興・共済事業団の経営相談・指導」に係る改善については対応を法人と大学で取組んでいる。

〈改善を要する点〉

○「教学マネジメントの機能性」及び「教員の配置・職能開発等」の基準項目で改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とはいえないため、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域と学生がともに成長できる地域協働活動の展開

A-1. 地域協働活動のための適切な学内体制と地域連携体制

A-1-① 本学の特色に基づく地域協働活動

A-1-② 地域協働推進のための学内体制

A-1-③ 地域との連携体制

A-2. 地域のニーズに即した多様な地域協働活動の展開

A-2-① 地域のニーズに即した地域協働活動

A-2-② 地域のニーズに即した地域協働活動の成果と地域の評価

A-3. 地域協働活動を通じた学生の学び

A-3-① 地域協働活動を通じたアクティブ・ラーニングとその成果

【概評】

地域協働活動が全学的方針となっており、地域と学生が共に成長できるさまざまな地域協働活動に取り組んでいる。協働推進センター、親と子どもの発達センターを学内組織として設置している。協働推進センターは、(1)地域協働部門(2)リカレント教育部門(3)国際交流部門一があり、(1)生涯学習関係事業、地域の親子を対象にした講座など(2)教員免許状更新講習、子育て支援員研修事業、愛知県現任保育士研修、愛知県保育士等キャリアアップ研修など(3)米国・韓国での海外研修、文化交流グループ受入れなど一を行っている。親と子どもの発達センターは、未就学児とその養育者に子育て相談、発達相談、公開講座などを実施している。地域と連携協定を締結して協働活動を行っている。高等学校と高大連携協定を締結して、公開授業、公開講座、出前授業などを実施している。

地域ニーズに即して、親と子どもの発達センターにおいて自由開放日の設定、子育て実践講座、個別相談、ハンドブックの発行等を行うほか、保育士講習や子育て支援員研修や教員免許状更新講習等のリカレント教育、異世代交流事業などを実施している。

ディプロマ・ポリシーには現場から得られる「実践知」の獲得が挙げられており、教育課程内外での地域協働活動を通して、学生の人間的・社会的成長に成果を得ている。地域協働を通じたアクティブ・ラーニングとして「地域貢献とボランティア」科目を開講し、親と子どもの発達センターでの専門ゼミナール活動とサポーター活動、「笑話浪漫サロン・オカジョ隊」でのボランティア活動、クラブ活動を通じた地域協働活動など学生が主体的に活動している。学生の地域協働活動が、学業・クラブ活動・ボランティア活動のバランスのとれたものとなっている。今後も、学生が主体的に関与する問題解決学習の継続を期待する。

特記事項 (自己点検評価書から転載)

1. 教育・保育現場の日常性を22週間にわたって学ぶ「長期フィールド実習」

「長期フィールド実習」は本学独自の取組であり、学生は学びの集大成として「卒業研究」または「長期フィールド実習」のいずれかを選択し、後者を選択する者は3年次から長期フィールド実習系専門ゼミナールに所属して事前指導を受け、4年次に年間22週間の実習を小学校・幼稚園・保育所などで行っている。長期フィールド実習のねらいは教育・保育現場の「日常性に馴染む」ことの中から自らの「実践知」を獲得していくことにある。通常の教育・保育実習では現場での経験時間が十二分とは言えない現状があるが、「長期フィールド実習」では継続的・日常的に教育や保育に携わることにより、時間の中で変化し成長してゆく児童や子どもの姿を見つめ、自主的に深く学ぶことが可能になる。学生は研究テーマをもって実習に臨み、事後には実習記録や長期フィールド実習研究報告書を提出している。

2. 「子ども教育フォーラム」を中心とする入学から卒業までの能動的学修の枠組み

学生の「自己発揮」や「自己挑戦」を可視化する能動的学修の機会として、「子ども教育フォーラム」を中心に、入学時から卒業時までの段階的な学修発表の場を設けている。入学直後のオリエンテーション合宿では、専門的なテーマの下でクラス単位の即興パフォーマンスの発表が求められ、主体性と協働性が試される。毎年6月には音楽授業の発表会である「丘の上の音楽会」が開催され、正装での独奏やクラス単位の合唱などが行われる。12月に開催される「子ども教育フォーラム」では、専門家を招いたシンポジウムの他、学生主体の各種授業成果発表、分科会形式の「ラウンドテーブル」による学生発表、専門ゼミナールの中間発表も開催され、主に3・4年次生が発表し、2年次生が実行委員となって支えている。これらの経験を経て4年間の学びを「卒業研究」等に結実させ、1月の「卒業研究発表会」にて学修成果発表を行い、指導教員及び副査の審査を受けており、様々な実習の機会も含めて、学生の主体性・協働性・創造性を刺激する枠組みとしている。

3. 卒業生の早期離職を防ぐ学科教員による「卒業生訪問」

平成29(2017)年3月の第1期生の卒業を機に、学科教員による「卒業生訪問」を開始し、平成30(2018)年度も第2期卒業生を対象に72件の職場訪問を実施して、面談とアンケート調査を行った。大学での学びが現在の仕事にどのように生かされているかの確認と、早期離職の防止が目的であり、卒業生を孤立させない取組でもある。卒業生からは「自己肯定感を持つことが4年間で一番大切だと感じたことです。」「職場に大学の先生がいらっしゃって、今の自分を見てもらうことができ、改めて岡崎女子大の温かさを感じています。」などの声が寄せられた。